

国際財務報告基準（IFRS）をめぐる国際動向 コンバージェンスからアドプションへの潮流の変化

橋 本 尚

【キーワード】 アドプション（採用）、コンバージェンス（収斂）、国際財務報告基準、
国際会計基準審議会、国際会計

1. はじめに

1959年10月、アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：AICPA）の年次総会でオランダの会計士クライアンホフ氏が「会計の国際的課題」と題する演説を行った¹⁾。その中で、彼は、会計基準（会計原則）の国際的統一化の必要性を強調するとともに、これを推進するために、会計基準の調査研究を行う常設委員会を各国に設置すること、および、こうした活動に関して、世界の会計プロフェッションの盟主であるAICPAがリーダーシップを発揮することを提唱した。それから50年後の2009年を迎えて、世界の会計プロフェッションが長い間抱き続けてきた夢が、まさに現実のものになろうとしている。

ビジネスの言語、ディスクロージャーの言語である会計基準の国際的統一化へ向けた動きは、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）を軸に一段と加速化しており、2005年の欧州連合（European Union：EU）によるIFRSの強制適用およびアメリカの証券取引委員会（Securities and Exchange Commission：SEC）から欧州委員会（European Commission：EC）への差異調整表撤廃へ向けたロードマップの提示、2006年の国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）とアメリカの財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）の覚書（Memorandum of Understanding：MOU）、2007年の東京合意およびSECによる差異調整表の撤廃、2008年のSECによるIFRS採用へ向けたロードマップに関する規則案の提示と、毎年大きな展開が見られる。

本稿では、最近の国際財務報告基準をめぐる動向を概観した上で、わが国の対応を含めた今後の展望と課題を明らかにしていく。

2. EU の同等性評価への対応

EU の同等性評価に関連して、2005 年 7 月には、欧州証券規制当局委員会（Committee of European Securities Regulators : CESR）からアメリカ、カナダおよび日本の会計基準と IFRS との同等性評価に関する「技術的助言」が公表され、3 か国の会計基準を全体として IFRS と同等とした上で、会計基準の重要な差異について、一定の補完措置が求められた（わが国会計基準との重要な差異は、26 項目に及び、3 か国の中で最も多いものであった）。

同等性評価のスケジュールは、当初、2007 年 1 月から EU 資本市場に上場する EU 域外の第三国企業についても、IFRS またはこれと同等の会計基準の採用を義務づける予定で作業が進められていたが、コンバージェンスが具体的に進展していることなどを踏まえて適用開始時期が 2 年延期され、「会計 2009 年問題」として捉えられるようになった。2007 年 7 月には、EC による IFRS と第三国会計基準（Generally Accepted Accounting Principles : GAAP）とのコンバージェンスに関する最初の報告書（アメリカ、日本、カナダの他、中国、インド、ロシアも含まれている）が欧州証券委員会と欧州議会に提出されている。

このような中、2007 年 8 月、企業会計基準委員会と IASB は、「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意）を締結した²⁾。その内容は以下のとおりである。

① 2008 年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの完了

2005 年 7 月に CESR が補完措置を提案した項目についての重要な差異を解消するかまたは会計基準が代替可能となるような結論を得るものとする。この結果、これらのプロジェクトを通じて、現在における日本基準と IFRS の間の重要な分野におけるコンバージェンスは達成されることとなる。

② 2011 年 6 月 30 日という目標期日の設定

2011 年 6 月 30 日までの目標として、これまで両者の間で識別されてきた差異のうち、2008 年までのプロジェクトに含まれない残りの項目（IASB と FASB が合意した MOU に列挙されている項目のうち、2011 年 6 月 30 日までに適用される会計基準に関連する項目）の差異について、コンバージェンスを行う（同日までに適用されないプロジェクトについては、それらのプロジェクトの完成・適用開始まで、日本基準と IFRS とのコンバージェンスは先送りされるが、新 IFRS の適用開始までにはコンバージェンスを達成する）。

③ ディレクターを中心とした作業グループの設置（IFRS の設定プロセスに貢献、歩調を合わせた基準開発）

このように EU の同等性評価に関しては、東京合意にもあるように、企業会計基準委員会

表 1 EU の同等性評価への企業会計基準委員会の対応

必要な補完措置	項 目	企業会計基準委員会 における対応	適用時期
補完計算書	企業結合（持分プーリング法）	2008 年 12 月企業会計基準第 21 号公表	2010 年 4 月 1 日以後実施される企業結合
	連結の範囲（適格 SPE）	SPE の開示については、2007 年 3 月企業会計基準適用指針第 15 号公表、IASB の公開草案の公表を受けて、論点整理公表予定	2007 年 4 月 1 日以後開始事業年度
	在外子会社の会計方針の統一	2006 年 5 月実務対応報告第 18 号公表	2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度
開示 B	ストック・オプション（費用化）	2005 年 12 月企業会計基準第 8 号公表	会社法施行日以後付与されたストック・オプション
	企業結合（交換日）	2008 年 12 月企業会計基準第 21 号公表	2010 年 4 月 1 日以後実施される企業結合
	企業結合（取得研究開発）		
	企業結合（負ののれん）		
	棚卸資産（低価法と後入先出法）	低価法は 2006 年 7 月企業会計基準第 9 号公表、後入先出法は 2008 年 9 月改正企業会計基準第 9 号公表	低価法は 2008 年 4 月 1 日以後開始事業年度、後入先出法は 2010 年 4 月 1 日以後開始事業年度
	関連会社の会計方針の統一	2008 年 3 月企業会計基準第 16 号、実務対応報告第 24 号公表	2010 年 4 月 1 日以後開始事業年度
	減損テスト	IASB と FASB の動向を踏まえて対応予定	
	開発費の資産計上	IASB と FASB の動向を踏まえて対応予定	
	農業	なし	
開示 A	ストック・オプション（新基準で費用化の基準が開示されない場合）	2005 年 12 月企業会計基準第 8 号公表	会社法施行日以後付与されたストック・オプション
	企業結合（少数株主持分）	2008 年 12 月企業会計基準第 21 号公表	2010 年 4 月 1 日以後実施される企業結合
	企業結合（段階取得）		
	保険会計（異常危険準備金）	なし	
	工事契約（工事進行基準）	2007 年 12 月企業会計基準第 15 号公表	2009 年 4 月 1 日以後開始事業年度
	不良債権（開示が十分でない場合）	なし（金融機関において開示ルールあり、対応不要）	
	廃棄費用	2008 年 3 月企業会計基準第 18 号公表	2010 年 4 月 1 日以後開始事業年度
	資産除去債務		
	退職給付（割引率）	2009 年 7 月企業会計基準第 19 号公表	2009 年 4 月 1 日以後開始事業年度
	企業結合（外貨建のれんの換算）	2008 年 12 月企業会計基準第 21 号公表	2010 年 4 月 1 日以後開始事業年度
	金融商品の公正価値開示	2008 年 3 月改正企業会計基準第 10 号および企業会計基準適用指針第 19 号公表	2010 年 3 月 31 日以後終了事業年度の年度末
	減損会計（戻入れ）	IASB と FASB の動向を踏まえ	

		て対応予定	
	投資不動産	2008年11月企業会計基準第20号公表	2010年3月31日以後終了事業年度の年度末
今後の作業	金融商品（今後の課題）	2008年3月のIASBの討議資料の公表を受けて、論点整理公表予定	

が2008年までの目標（短期コンバージェンス・プロジェクト）として、表1に示すように、その解消へ向けて計画的、精力的かつ優先的に対応してきた。2008年は、EUの同等性評価への対応の総仕上げの年として、企業結合の会計処理における持分プーリング法の廃止など、国際的コンバージェンスへ向けてわが国会計基準に大きな進展が見られた年であった。その結果、2008年6月にECから「2009年1月から日本基準をEUが採用しているIFRSと同等と考えることが適当」であるとする原案が公表され、2008年12月12日に、日本とアメリカの会計基準については、EUで採用されているIFRSと同等と認める（中国、カナダ、韓国、インドの会計基準については、2011年までに状況の見直しを行うことを条件に、同等と認める）との決定が公表されたことで、EUの同等性評価への対応は、決着を見た³⁾。企業会計基準委員会は、2008年12月26日付で「東京合意に掲げた短期コンバージェンス項目の終了にあたって」と題する文書を公表している⁴⁾。

3. 最新版 MOU の公表

顧みれば、IFRSが質の高いグローバル・スタンダードとしての存在感を増すに伴い、会計基準の国際的コンバージェンスは、2002年9月のノーウォーク合意以降、IASBとFASBを軸に進展してきた。その後、2005年4月には、SECからECに対して、遅くとも2009年までには外国企業のIFRSによる財務諸表をアメリカ会計基準への差異調整表なしで認めるとするロードマップが提示され、2006年2月には、IASBとFASBによる2006年から2008年までの両基準のコンバージェンスへ向けたロードマップに関する覚書（MOU）が公表されたことで、コンバージェンスの達成へ向けた動きが目標期限を定めつつ、一層具体化、加速化した。

MOUに従って、IASBとFASBの作業は、着々と進行しているが、2006年2月公表のMOUは、2008年まで（2007年末）の予想達成度を示したものであった。そこで、IASBとFASBは2008年4月の合同会議でMOUをアップデートすることで合意し、同年9月11日付で「2006年2月のMOUの達成：経過報告と達成予定表」が公表された⁵⁾。

最新版のMOUでは、短期コンバージェンス項目の進捗状況について、次のように述べている。

(1) 完成したもの

①アメリカ基準をIFRSに合わせたもの—公正価値オプション（財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards：SFAS）第159号）、企業結合で取得した研究開発（SFAS第141R号）

②IFRSをアメリカ基準に合わせたもの—借入費用（改訂国際会計基準（International Accounting Standards：IAS）第23号）、セグメント報告（IFRS第8号）

(2) 継続中のもの

①IASB側

ジョイント・ベンチャーについては、2007年9月に公開草案が公表され、2009年初頭には確定基準が公表される予定である。法人所得税についても公開草案を公表する予定である。

②FASB側

後発事象についての公開草案を2008年下半年に公表する予定である。法人所得税、投資不動産、研究開発費については、短期コンバージェンス項目に関する戦略を見直した上で、IFRSと同様の基準を採用するか決定する予定である。

(3) 延期したもの

政府補助金と減損

また、最新版のMOUでは、MOU11項目について、各プロジェクトの検討対象を見直し、可能な限り検討範囲を絞った上で会計基準として結実させるという方向性が打ち出されている。すなわち、MOU11項目のうち、すでに完成した企業結合と重要ではあるが他のプロジェクトを優先させるべきとして検討対象から除外された無形資産、さらには、2011年までの完成が困難であるとして除外された金融商品以外の8項目を2011年6月までにコンバージェンスの達成を目指す項目と新たに位置づけて、現状や今後の日程と予想達成年を示している。最新版MOUの内容は、合意形成のために、関係者を説得できる現実的なプロジェクトへと軌道修正を図ったものであるとともに、2011年からIFRSを採用することを表明している韓国やインドなど多くの国に対して、短期間のうちに会計基準の改正を重ねて行う負担をかけないように配慮したものとなっている。

①財務諸表の表示—2011年達成予定。改訂IAS第1号を2007年に公表済み。当初の範囲で検討中

②リース—2011年達成予定。借手の会計処理に焦点を絞って検討中。

③負債と資本の区分—2011年達成予定。基本所有アプローチを採用。

④収益認識—2011年達成予定。顧客対価額アプローチを採用。

⑤連結—2009年～2010年に確定基準公表予定。支配概念の精緻化とサブプライム問題への緊急対応。

表2 ASBJ プロジェクト計画表

2008年9月

		2008年		2009年				2010年	備 考
		7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月		
1. EUによる同源性評価に関連するプロジェクト項目(短期)									
企業結合(ステップ1) ^{※1}		Final							
棚卸資産(後入先出法)	Final								
固定資産(減損)									IASBとFASBの動向を踏まえて対応※2
無形資産(仕掛研究開発)		Final							自社開発については、IASBとFASBの動向を踏まえて対応※2
退職給付(割引率)	Final								
投資不動産		Final							
2. 既存の差異に関連するプロジェクト項目(中期)									
企業結合(ステップ2)									企業結合専門委員会が対応
(フェーズ2関連 ^{※3})						DP		ED	
(のれんの償却)						DP		ED	
無形資産								DP	無形資産専門委員会が対応 開示拡充、体系的な会計基準の整備等
過年度遡及修正 (会計方針の変更等)					ED		Final		過年度遡及修正専門委員会が対応
廃止事業					DP		ED	Final	財務諸表表示専門委員会が対応
3. IASB/FASBのMOUに関連するプロジェクト項目(中長期)									
連結の範囲			DP				ED	Final	特別目的会社専門委員会が対応 IASBのEDは2008年第4四半期に公表予定
財務諸表の表示									財務諸表表示専門委員会が対応
(包括利益等)				DP			ED	Final	
(フェーズB関連 ^{※3})				DP					IASB/FASBのDPは2008年第3四半期に公表予定
収益認識				DP					収益認識専門委員会が対応 IASB/FASBのDPは2008年第4四半期に公表予定
負債と資本の区分									負債資本WGが対応(IASBとFASBの動向を踏まえて検討) FASBのDPは2007年11月に公表、IASBのDPIは2008年2月に公表
金融商品									金融商品専門委員会が対応
(現行基準の見直し)			DP						IASB/FASBのDPは2008年3月に公表
(公正価値測定)			DP						IASBのEDは2009年前半に公表予定
退職給付		DP							退職給付専門委員会が対応 IASBのDPIは2008年3月に公表
リース									リース会計専門委員会が対応 IASB/FASBのDPIは2008年第4四半期に公表予定
4. IASB/FASBのMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目(中長期)									
1株当たり利益		専門委		ED		Final			IASB/FASBのEDは2008年8月に公表
引当金		専門委			DP		ED		IASBのFinalは2010年に公表予定
保険									保険WGが対応 IASBのEDは2009年後半に公表予定

<補足>

計画表上の記号の意味は次のとおり。

専門委: 専門委員会設置 DP: 論点整理・検討状況の整理(Discussion Paper) ED: 公開草案(Exposure Draft) Final: 会計基準/適用指針等(最終)

※1 企業結合は、EU同源性評価対応を対象とするステップ1とそれ以外の差異解消を対象とするステップ2に区分してプロジェクトを進める。また、「企業結合(ステップ1)」は、持分ブーリング法、交換日、負ののれん、少数株主持分、段階取得、外貨建てののれんの換算を含む。

※2 IASB/FASBの検討とタイミングを合わせて進めるため、現時点ではスケジュールは未定。

※3 IASBでのプロジェクトの呼称である。

⑥認識の中止— 2009年～2010年に確定基準公表予定。基準の明確化。

⑦公正価値測定— FASBは2006年に基準公表済み、IASBは2010年に基準公表予定。

SFAS第157号の考え方を採用。出口価値で測定。

⑧退職後給付(年金を含む)— IASBは2011年に基準公表予定。遅延認識を廃止。

最新版MOUの公表を受けて、わが国の企業会計基準委員会も、2007年12月公表のプロ

プロジェクト計画表を更新した最新版を2008年9月19日に公表している（表2参照）。最新版は、EUによる同等性評価に関連するプロジェクト項目（短期）、既存の差異に関連するプロジェクト項目（中期）、IASB／FASBのMOUに関連するプロジェクト項目（中長期）に、IASB／FASBのMOU以外のIASBでの検討に関連するプロジェクト項目（中長期）を新たに加えている⁶⁾。

4. アメリカ企業のIFRS採用へ向けたSECのロードマップ

2008年8月27日、SECは公開会議を開催し、アメリカ上場企業のIFRS受入れへ向けたロードマップ（行程表）案を提示するなど、IFRS採用へ向けて大きな一歩を踏み出した。その背景には、世界の100か国以上がIFRSの採用を義務づけたり、許容しており、IFRSの市場シェアは35%に達し、今後ますます増大傾向にあるのに対して、アメリカ会計基準の市場シェアは28%にすぎないことやアメリカの投資家の3分の2が外国企業の株式を保有しており、アメリカ企業にIFRS採用を認めることが、投資家保護や財務諸表の比較可能性の確保につながるとの判断がある⁷⁾。

一方で、コンバージェンスの作業は、IASBとFASBの2者間でも難航し、企業結合基準のコンバージェンスだけでも予想を上回る時間と労力を費やし、公開草案までは同一文書で公表したものの、確定基準では差が生じてしまった。こうした教訓から、1つにはコンバージェンス作業の加速化が図られたが、次第にピュアIFRSのアドプション（採用）という形が、単一のグローバル・スタンダードの実現へ向けた最善の選択であると認識されるようになった。

2008年は、チェンジ（変化・変革）という言葉に象徴されるように、国際会計の舞台においても、コンバージェンスからアドプションへと大きな潮流の変化が見られた年でもあった。その最大の契機となったのが、SECが2008年8月に、アメリカ上場企業のIFRS受入れへ向けたロードマップ案を提示するなど、投資家保護や財務諸表の比較可能性の確保、さらには、原則主義の優位性の観点からIFRS採用へ向けて大きく舵を切ったことである。なお、これに関しては、同年11月14日に規則案「アメリカ企業のIFRSに準拠して作成された財務諸表の採用へ向けてのロードマップ」⁸⁾が公表されている（コメント期限2009年2月19日）。

SECによれば、まず、特定のアメリカ上場企業に対して2009年12月15日以後終了する事業年度からIFRSの採用を認めるという。当該企業は限定されており、ある業種において、時価総額で世界上位20社に入っており、その20社の財務報告の多くがIFRSに基づいてなされているという要件を満たす必要がある。こうした企業がアメリカ基準に代えてIFRSを採用すれば、アメリカの投資家は、財務諸表の比較可能性の向上という恩恵に浴することが

できよう。対象企業は、少なくとも34業種110社あり、当該企業は、SECから「ノー・オブジェクション・レター（法令適用事前確認手続）」を受領すれば、IFRSに基づく財務諸表を作成する選択肢を採用することができる。この場合、SECに対しては、IFRSに基づく監査済財務諸表を過去3年分提出する必要がある。すなわち、暦年を事業年度とする企業が2010年に提出するフォーム10-Kについては、2007年、2008年、2009年12月期の3期分の監査済財務諸表を提出する必要がある。

また、SECは、将来、アメリカ上場企業に対して、IFRSの採用を義務づけるに際しては、次の7つのマイルストーンをクリアする必要があるとしている。

- ① IFRSの質の向上
- ② 国際会計基準委員会財団（International Accounting Standards Committee Foundation：IASCF）の資金調達態勢の強化や説明責任の明確化—IASBのガバナンス強化のためのモニタリング・グループの設置
- ③ XBRL（eXtensible Business Reporting Language：拡張可能な事業報告言語）などの双方向データ利用能力の向上
- ④ アメリカにおけるIFRS教育・研修の充実
- ⑤ 特定のアメリカ上場企業のIFRS試行先行による比較可能性の向上
- ⑥ SECの今後の規則整備時期との兼合い
- ⑦ アメリカ企業へのIFRS強制適用

これらを踏まえた上で、SECは、2011年に、すべてのアメリカ上場企業に対して、IFRSの採用を義務づけるか否かの決定を行う。IFRSの採用を義務づけることが決定された場合には、大規模早期適用企業（時価総額7億ドル以上）については、2014年12月15日以後終了する事業年度から、早期適用企業（時価総額7,500万ドル以上）については、2015年12月15日以後終了する事業年度から、その他の企業（早期適用企業以外）については、2016年12月15日以後終了する事業年度から、IFRSに基づく財務諸表の作成がそれぞれ義務づけられる。

従来は、IFRSをアドプションした国の発言権は弱まり、IFRSとのコンバージェンスを進める国が主導権を握っていた。しかし、単一のグローバル・スタンダードの実現へ向けて、アメリカがIFRSとのコンバージェンスからアドプションへと方針転換を示唆したことで、大きく流れが変わり、IFRSをアドプションするか否か、いつ、どのようにアドプションするか、今まさに、わが国の進むべき道が問われている。

日本経済団体連合会は、2008年10月に「会計基準の国際的統一化へのわが国の対応」⁹⁾と題する意見書を公表し、わが国会計基準の方向性を検討する上での視点やIFRSに向けたわが国の対応、今後の課題などを明らかにしており、その中で、連結先行論などについて検討している。同じ10月と12月、さらに2009年1月には、企業会計審議会の企画調整部会が

開催され、今後、IFRS へのわが国の対応に関する意見書をまとめる予定とのことである。

企業活動や資金調達のグローバル化に伴い、単一の、質の高い、国際的に認められ、理解され、適用される会計基準が必要とされることは、いわば宿命といえよう。そして、IFRS がこうした世界共通言語、世界共通のモノサシとして受け入れられるためには、次の5つの要件を満たす必要がある。また、そのためには、世界の会計プロフェッションの支援態勢・協力態勢が不可欠である¹⁰⁾。

- ①投資家の利益になり、投資家保護に資すること
- ②デュー・プロセスを通じて、会計基準設定プロセスの透明性を高めること
- ③会計基準設定主体の独立性を高めること
- ④利害関係者のニーズを満たし、適時に対応する説明責任を明確化すること
- ⑤すべての利害関係者に会計基準設定プロセスへの参加の機会を与えること

アメリカの会計基準が併存していることが、真の意味での会計基準の国際的統一化の障害となっているのであれば、投資家の利益のために、自国の基準を捨ててでも、IFRS へ移行して、世界共通言語を達成しようというスタンスで臨んでいるアメリカの姿勢には、学ぶところ大である。わが国も重要な岐路に立っているとの認識の下に、一刻も早く明確な方向性を国家戦略として打ち出すべきである。

5. XBRL の動向

XBRL は、ソフトウェアやシステム環境を問わず利用可能なオープンスタンダードな会計標準言語であり、その採用は、財務報告システムの利便性、効率性、迅速性、汎用性、拡張性を高める高度な財務情報のサプライチェーンの普及に不可欠である。わが国でも 2008 年度から XBRL 化による電子開示システム EDINET の機能充実が図られたが、SEC は、2008 年 8 月に、1984 年以来の電子開示システム EDGAR から新しく IDEA（Interactive Data Electronic Applications）へ移行することを明らかにしており、財務情報に限定されない広範なデータベースへの期待が高まっている¹¹⁾。

他方、企業内情報の効率的な利用を促進する XBRL GL タクソノミの動向も注目される。XBRL の面での国際的標準化・統一規格化をはじめとする情報技術の進展は、IFRS の世界的な普及、さらには、財務報告あるいは事業報告の将来に多大な影響を及ぼすことが予想されるところであり、引き続きその動向に注視していきたい。

6. 今般の金融危機への対応

金融市場の世界的な混乱は、会計基準やその設定方法、とりわけ、時価会計基準のあり方

に問題を投げかけている。アメリカの2008年緊急経済安定化法第132条により、SECには、公共の利益および投資家保護の観点からSFAS第157号「公正価値の測定」の適用を中止する権限のあることが確認されるとともに、第133条においては、SECに対して、以下の事項に関する研究報告書を議会に提出することを求めていたが、SECは、211頁に及ぶ「2008年緊急経済安定化法第133条に基づく報告と勧告：時価会計に関する研究」と題する報告書を2008年12月30日に公表している¹²⁾。

- ①時価会計基準が金融機関の貸借対照表に及ぼす影響
- ②時価会計基準が2008年の銀行破綻に及ぼした影響
- ③時価会計基準が投資家の利用する財務情報の質に及ぼす影響
- ④FASBの会計基準設定プロセス
- ⑤時価会計基準の修正の是非
- ⑥SFAS第157号に代わる会計基準

同報告書では、以下の8つの勧告を行っている。

- ①SFAS第157号は改善すべきであるが、適用を中止すべきではない。
- ②現行の公正価値と時価会計の適用は、中止すべきではない。
- ③現行の公正価値基準の中止は勧告しないものの、現行の公正価値算定に関連する適用方法や実務（特にレベル2とレベル3関連）については何らかの追加的な改善策を講じるべきである。
- ④金融資産の減損会計については、再検討すべきである。
- ⑤健全な判断の行使を促進するために追加的な指針を策定すべきである。
- ⑥会計基準は、投資家のニーズを満たすような形で設定し続けるべきである。
- ⑦現行の会計基準を実務に適用する際の追加的な方策を公式に確立すべきである。
- ⑧金融資産に対する投資の会計処理を簡素化する必要がある。

また、IASBとFASBは世界的な金融危機に関連した財務報告の問題点を検討する円卓会議をロンドン（2008年11月14日）、ノーウォーク（11月25日）および東京（12月3日）で開催した。

7. むすび

2009年は、2011年6月のMOU達成へ向けて、コンバージェンス作業も正念場を迎える。そして、その先のIFRSのアドプションも視野に入れなければならない。世界第2位の資本市場を有する国に相応しい国際貢献を果たすべく、わが国会計プロフェッションもIFRS設定プロセスへの主体的かつ積極的な参画やさまざまなコミュニケーション手段やルートを活用することを通じて存在感を示すべきである。

2005 年から IFRS を採用し始めた国々に対して与えられた 4 年間の安定期間も終わり、2009 年からは新規に設定または改訂された主要な IFRS も適用されることとなる。啓蒙・普及から適用の時代を迎えて、IFRS に熟知した人材を育成するための教育・研修方法の開発は、わが国にとっても重要な課題である。とりわけ、原則主義の IFRS は、詳細な解釈指針を定めない方針を採用しており、IFRS の適用経験を積むことで、専門的な判断の定着化・共有化を図っていくことが求められるとともに、細則主義の会計基準とは根本的に異なるものであるとの理解に立ったいわば会計基準に対する意識改革も必要とされよう。また、将来の IFRS のアドプションを見据えて、わが国における IFRS の制度上の位置づけを明確化し、制度設計を進めて行く中で、法人税法や会社法との関係をはじめとするさまざまな課題に対処していかなければならない。さらには、XBRL などの進展に伴い、今後、会計システムの大幅な変更への対応が求められることも予想される場所である。IFRS をめぐる動向をいち早く察知するためには、英語力も不可欠となるであろうし、正確かつ迅速な翻訳態勢の整備なども IFRS 採用へ向けたわが国固有の大きな課題といえよう。

2009 年を迎え、世界の会計プロフェッションの悲願であった共通言語、国際標準の単一の「モノサシ」を手にする日はいよいよ目前に迫ってきた。そして、それは、世界の会計プロフェッショナルとの本格的な競争時代の幕開けをも意味していることを肝に銘じなければなるまい。

注

- 1) Kraayenhof, J., "International Challenges for Accounting," Journal of Accountancy, Vol.109, No.1, Jan. 1960, pp.34-38.
- 2) http://www.asb.or.jp/html/press_release/overseas/pressrelease_20070808.pdf
- 3) <http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1962&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en> なお、同等性評価で指摘された重要な差異のうち、自社開発費と減損会計（減損の戻入れ）については、IASB と FASB の動向を踏まえて引き続き検討することとされている。
- 4) http://www.asb.or.jp/html/press_release/overseas/pressrelease_20081226.pdf
- 5) http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/D10C94A3-7EE1-4EAF-A030-8530C32E70EB/0/Update_2006_MoU_press_release1.pdf
- 6) http://www.asb.or.jp/html/press_release/overseas/pressrelease_20080919.pdf
- 7) <http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-184.htm>
- 8) <http://www.sec.gov/rules/proposed/2008/33-8982.pdf>
- 9) <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/071/index.html>
- 10) <http://www.sec.gov/news/speech/2008/spch052808cc.htm>
- 11) <http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-179.htm>
- 12) <http://www.sec.gov/news/studies/2008/marktomarket123008.pdf>

（はしもと たかし・青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）